

瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成 23 年 9 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 16 号

瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年瀬戸市条例第 13
号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（災害弔慰金を支給する遺族）</p> <p>第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法 第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、 次に掲げるとおりとする。</p> <p>死亡者の死亡当時において、死亡者により 生計を主として維持していた遺族（<u>兄弟姉妹 を除く。以下この項において同じ。</u>）を先に し、その他の遺族を後にする。</p> <p><省略></p> <p><u>死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖 父母のいずれもが存しない場合であって兄弟 姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又 は生計を同じくしていた者に限る。）がいる ときは、その兄弟姉妹に対して災害弔慰金を 支給するものとする。</u></p> <p>2 から 4 まで <省略></p>	<p>（災害弔慰金を支給する遺族）</p> <p>第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法 第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、 次に掲げるとおりとする。</p> <p>死亡者の死亡当時において、死亡者により 生計を主として維持していた遺族を先にし、 その他の遺族を後にする。</p> <p><省略></p> <p>2 から 4 まで <省略></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平

成 2 3 年 3 月 1 1 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する
災害弔慰金の支給について適用する。